

令和7年度「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」 推進支援事業募集要項

1 趣旨

この事業は、始良・伊佐地域（霧島市，伊佐市，始良市及び湧水町の区域をいう。以下同じ。）に主たる事務所又は活動の拠点を置く集落，自治会，NPO法人，ボランティア団体，観光団体，商工団体その他これらに類する団体（これらの団体からなる実行委員会等を含む。以下「団体等」という。）が実施する，「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」（改訂版）に記載する取組の基本方向に沿った事業に対する支援を行うことにより，当該取組方針に記載された各種施策の推進を目的としています。

※ 応募される前に「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」（改訂版）を必ずお読みください。

2 対象となる事業

対象事業は，以下に掲げる要件のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」（改訂版）に記載する取組の基本方向に沿った事業（「観光の『稼ぐ力』の向上」，「文化の薫り高いふるさと始良・伊佐の形成」，「個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進」など）であること。
- (2) 始良・伊佐地域で実施する事業又は始良・伊佐地域以外で実施する場合は，始良・伊佐地域のPRや関係人口の創出（対象は始良・伊佐地域に限る。）などに繋がる事業であること。
- (3) 補助金の交付決定日以前に着手していない事業であること。
- (4) 団体等が新たに実施するもの又は既存の事業を発展的に向上・拡充するものであること。
- (5) 実施する事業について，イベントを開催するものについては，幅広い地域（2以上の市町村）からの参加等が期待できること。
- (6) 団体等が自主的に取り組み，かつ，公益的な事業であり，構成員の相互の利益（共益）を目的とする事業や，特定の個人又は団体等の利益（私益）を目的とするなど，受益者が特定される事業でないこと。
- (7) 当該事業が一過性の取組でなく，団体等が事業終了後も事業成果を生かした取組を継続的にを行い，その広がりを見込めるものであること。
- (8) 同一年度において，県の他の補助等を受けていない事業であること。

【補助の対象とならない事業例】

- ・ 営利活動を目的とする事業（物販中心のイベント等）
- ・ 収入額が支出額を上回る事業
- ・ 物品の購入や施設の整備のみを対象とした事業（自治会用掲示板の設置，AEDの購入等）
- ・ 懇親や娯楽のみを目的とする事業（慰安旅行，カラオケ大会等）
- ・ 宗教的・政治的宣伝意図のあるもの
- ・ 参加の機会がスポーツサークル活動等，一部の参加者に限られる事業
- ・ 効果が一時的で継続的な事業執行を必要とする事業（草刈りや樹木の伐採等）
- ・ 一括して業者に全てを委託する事業
- ・ 周年記念のみを目的とする事業（自治会設立〇周年記念事業等）

※ 上記以外にも補助の趣旨に沿わないと判断される事業は，補助の対象外とする。

3 応募できる団体

事業主体は、始良・伊佐地域の団体等で、次の要件に該当する団体とします。

また、団体等と始良・伊佐地域外を含む企業や大学等の研究機関及び他の団体等を構成員とする共同事業体による応募も可能としますが、この場合、共同事業体の全ての構成団体が本応募資格を満たしている必要があります。

- (1) 始良・伊佐地域に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体等であること。（ただし、共同事業体における企業や大学等の研究機関及び代表団体である団体以外の団体等にあっては、この限りでない。）
- (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (4) NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条に定める事業報告書等を所管庁に提出していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体

ウ 暴力団

エ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等

オ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

- (6) 上記の(5)のウからケまでに掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

ア 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

イ 暴力団員等

鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

ウ 法人等

法人その他の団体をいう。

エ 役員等

次に掲げる者をいう。

- (7) 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるか問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

- (イ) 法人格を有していない団体にあっては、代表者、理事、その他(ア)に掲げる者と同等の責任を有する者

※ 共同事業体で応募する場合は、次の事項に留意してください。

- (1) 共同事業体を構成する団体の中から、県に対する窓口として代表団体を選出すること。

- (2) 企業や大学等の研究機関及び始良・伊佐地域外の団体等を含む共同事業体の代表団体は始良・伊佐地域に所在する団体等とすること。

4 応募枠

応募書類の事業企画書（別紙 1）において、応募枠を選択してください。
なお、特別枠で承認されなかった場合、希望があれば一般枠で選考します。

(1) 特別枠

特別枠は、次に掲げる事業を対象とする。

【対象事業】

① 観光の「稼ぐ力」の向上に関する事業

※「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」（改訂版）での該当箇所
第 4 章「取組の基本方向」－ 地域資源を生かした産業の振興及び新たな産業が創出される「始良・伊佐」－ 10 観光の「稼ぐ力」の向上

② 始良・伊佐地域の文化振興に関する事業

※「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」（改訂版）での該当箇所
第 4 章「取組の基本方向」－ 地域に誇りを持ち多彩な個性と能力を発揮できる「始良・伊佐」－ 4 地域を愛し世界に通用する人材の育成，文化スポーツの振興 － (3) 文化の薫り高いふるさと始良・伊佐の形成

(2) 一般枠

一般枠は、「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」（改訂版）に記載する取組の基本方向に沿った事業で特別枠以外のものとする。

5 事業実施により期待できる効果の設定

- ・ 事業において指標・現状値・期待値を設定し、応募書類の事業企画書（別紙 1）に記入する。
 - ・ 補助団体に設定された団体等は、事業成果調書で実績値を報告する。
- ※ 事業に取り組んだことによって得られる成果・効果の目標を数値で設定し、その根拠と併せて報告すること。

6 補助金額

補助金額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内で、1 団体当たり特別枠が上限 1,000 千円、一般枠が上限 300 千円を原則とします。（千円未満切り捨て）

※ 参加料の徴収等、事業実施に伴い収入の見込みがある場合は、あらかじめその金額を収支予算書（応募書類別紙 2）に記載してください。補助対象経費は、これらの収入を除いた額になります。

【計算方法】

補助金額＝（事業費合計－事業収入）× 1 / 2

※ 事業主体が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の課税事業者（消費税法第 9 条第 1 項本文及び地方税法第 72 条の 78 の規定により消費税及び地方消費税を納める義務が免除される事業者でない者）の場合は、消費税を含まない額が補助対象経費になります。

7 事業の実施期間

補助金の交付決定日（５月下旬以降）から令和８年３月１３日（金）までとします。

8 補助の対象となる経費

事業を実施するために直接必要となる以下の経費です。

○補助対象経費

項目	内 容
報償費	講師等謝金，出演料，指導料等
旅費	交通費，宿泊費等
需用費	印刷費，消耗品費，食糧費，材料費等
役務費	設営費，通信運搬費（ハガキ切手等），手数料，制作費，宣伝費，保険料等
使用料・賃借料	会場使用料，運搬車両借上料，機材借上料等
委託料	設営委託，音響委託，警備委託，配信委託等
賃金	外部からのアルバイトに対する賃金等
その他	その他始良・伊佐地域振興局長が特に必要と認める経費

【補助の対象とならない経費】

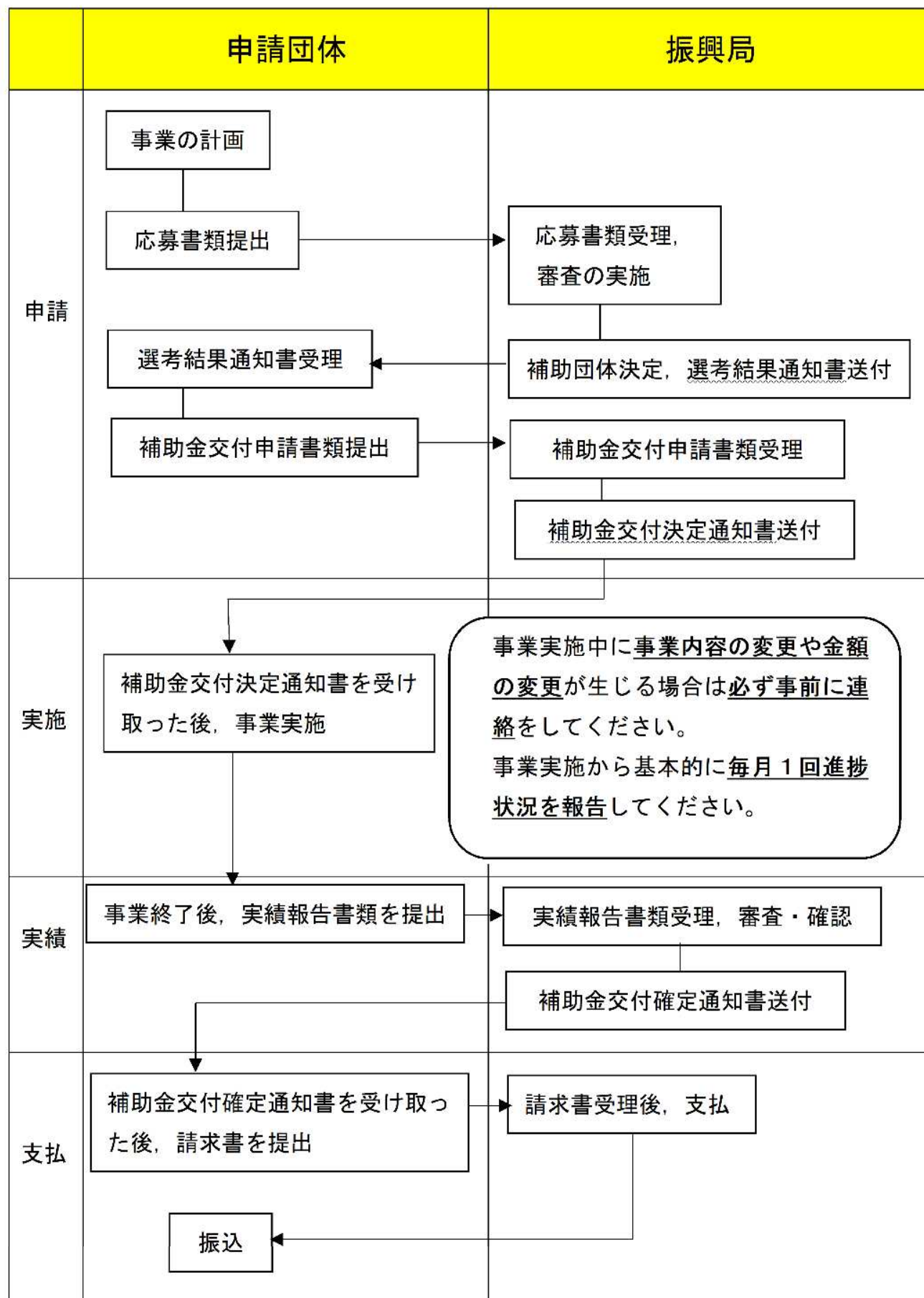
- ・ 申請団体に属する職員等に対する人件費
- ・ 団体の経常的な管理運営経費（事務所の賃貸料・光熱水費・車両の燃料費等）
- ・ 内部関係者の打合せの飲食費や，交流会・懇親会費用
（外部講師や外部のボランティアの弁当代等の食糧費は対象）
- ・ 備品購入など個人（団体）の資産形成に資するもの
- ・ 用地の購入費や賃借，補償に係る経費
- ・ 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金，グリーン料金）
- ・ 施設の改修，維持補修費（ただし，他目的への転用や機能向上を伴うものについては対象となる場合もあります。）

※ その他，始良・伊佐地域振興局長が補助の趣旨に合致しないと判断した経費は対象となりません。

〈留意点〉

- ・ 補助対象経費は，補助金の交付決定日（５月下旬以降）から令和８年３月１３日（金）までの事業終了日の間に支出した経費とします。
- ・ 領収書，明細書等が明らかでないものについては経費として認められません。
- ・ 領収書は次の情報が明らかであるものを添付してください。
なお，レシートのみでは対象経費として認められませんので御留意ください。
 - ①宛名：交付決定通知を受けた団体名
 - ②但書：対象経費であることが分かる品名（「品代として」などは不可）
 - ③日付：交付決定日以降に支出したことが分かる日付
 - ④金額
- ・ 他の事業と共通して支払を行う経費については，使用頻度や割合に応じて按分すること。
- ・ 補助対象となるか疑義のある場合は，事前にお問い合わせください。

9 事業の流れ



10 募集期間と応募方法

(1) 募集期間

令和7年4月1日（火）～5月9日（金）（午後5時必着）

※ 5月9日（金）午後5時を過ぎた書類は受け付けません。

(2) 応募方法

次の応募書類を応募先まで、郵便等もしくは電子メールでの送付又は直接、応募先にお持ちください。

※ 電子メールで応募する場合は、送信後に電話で応募した旨の連絡をしてください。

※ ファックスでの応募は受け付けません。

(3) 応募書類

	単独団体での 応募の場合	共同事業体での応募の場合	
		代表団体	代表団体を 除く 構成団体
① 『始良・伊佐地域 地域振興の取組方針』推進支援事業」事業企画書（別記第1号様式）	○	○	—
② 事業企画書（別紙1）	○	○	—
③ 収支予算書（別紙2）	○	○	—
④ 共同事業体応募構成届出書（別記第8号様式）	—	○	—
⑤ 事業の実施体制（別記第9号様式）	○	○	—
⑥ 団体概要（別記第10号様式）	○	○	○ （全ての団体）
⑦ 団体の目的等についての確認書（別紙3）	△ （任意団体のみ）	△ （任意団体のみ）	△ （任意団体のみ）
⑧ その他必要な添付書類			
ア 団体の定款・規約又はこれに代わるものの写し	○ （NPO 法人以外）	○ （NPO 法人以外）	○ （NPO 法人以外）
イ 団体の役員名簿	○	○	○ （全ての団体）
ウ 団体の活動及び本事業の内容を理解するために参考となる資料（既存資料があればそれで可）	○	○	○ （全ての団体）

※ ①から⑦までの様式は、始良・伊佐地域振興局のホームページに掲載していますので御利用ください。

※ 提出していただいた書類は返却しません。

11 審査・選考方法

補助金の交付対象団体は、応募書類をもとに書類審査（応募要件や必要書類の確認等）の後、選考・決定します。

なお、必要に応じて聴き取り確認を実施します。

12 審査基準

審査における基準は次のとおりとします。

(1) 目的の的確性

- ・ 団体等が始良・伊佐地域の地域貢献，地域社会づくり，地域課題の解決などを目指して実施し，「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」（改訂版）に記載された各種施策の推進に資することが期待できる事業であるか。
- ・ イベントの実施やPRに関する事業については，集客性や周知性が広く期待できる事業であるか。

(2) 事業の実現性

- ・ 事業内容に具体性があり，実現可能であるか。
- ・ 事業を実施する上で必要となる手続や関係者との調整が行われているか。（又は行われる見込みであるか。）
- ・ 団体等が自主的に取り組み，地域の協力が得られ，かつ，公益的な事業であるか。
- ・ 事業を安全かつ確実に遂行できる実施体制が整っているか。
- ・ 収支計画が事業内容に見合っており，補助金が有効に活用されるものとなっているか。

(3) 事業の妥当性

- ・ 団体等が構成員の相互の利益（共益）を目的とする事業や，特定の個人又は団体等の利益（私益）を目的とするなど，受益者が特定される事業でなく，事業対象者や受益者が地域住民にとって幅広い対象であるか。
- ・ 所要経費の積算が，事業内容に対し妥当なものであるか。

(4) 事業の発展性

- ・ 今年度から新しく取り組む事業であるか。または，前年度から自主的に実施している事業については，その中で新たな取組が明確になっており，更なる地域活性化が期待できる取組であるか。
- ・ 当該事業が一過性の取組ではなく，団体等が事業終了後も事業成果を生かした取組を継続的に行い，自立自興した取組を行う予定であるなど，その広がりが見込めるか。

13 選考結果と補助金の交付申請について

(1) 選考結果

選考結果は，応募いただいた全ての団体に対して選考結果通知書にて通知します。

(2) 補助金の交付申請

補助対象団体に選定された団体については，次の「補助金交付申請書類」を提出してください。

提出された補助金交付申請書類に基づき，補助金の交付決定を行います。

【補助金交付申請書類】

ア 交付申請書

イ 事業計画書

ウ 収支予算書 ※ 対象となる費用と対象外の費用を分けて記載すること。

エ 共同事業体応募構成届出書 ※ 共同事業体で事業を実施する場合のみ

オ 事業の実施体制

カ 団体概要 ※ 共同事業体の場合は構成する全ての団体の分を提出すること。

キ 課税事業者届出書 ※ 課税事業者である場合のみ

14 会計処理等

(1) 会計区分

本事業の会計は、実施団体の経理と明確に区分するものとします。

(2) 会計帳簿等の保管

会計帳簿類（証拠書類を含む。）を本事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。

15 事業の変更について

補助金交付申請書類を提出後、事業内容や事業金額に変更が生じる可能性がある場合は、軽微なものであっても必ず事前に連絡をしてください。

16 実績報告等について

対象となる事業が完了した日から起算して20日後又は令和8年3月19日（木）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

(1) 実績報告書

(2) 事業実績書

(3) 収支精算書

(4) 補助対象経費の支出内訳書及び領収書等の写し

※ レシートのみ又は請求書のみは不可、領収書は①宛名②但書③日付④金額の全てが明記されているもの

(5) 事業実施に関連する写真、チラシ・ポスターなどの資料等

(6) 事業成果調書

17 補助金の交付

補助金は、事業完了後、団体から提出された実績報告に基づいて審査し、対象経費と認められたものについて精算・交付いたします。

なお、交付決定額の2分の1以内の額で概算払により交付することができますが、最終的な補助金の額を確定する段階で、補助対象経費が減少した場合は、補助金の一部を返還していただくことがありますので、御了承ください。

18 スケジュール

項 目	内 容
募 集 期 間	令和7年4月1日（火）～5月9日（金）午後5時必着
審 査 ・ 選 考	令和7年5月12日（月） ～
結 果 通 知	令和7年5月下旬
交 付 申 請	結果通知日の翌日以降
交 付 決 定	※ 交付決定後に、事業に着手してください。

19 その他

事業の実施で作成するポスター・チラシ等の広報資料及び成果物には、原則として次の記載例を参考に当事業の補助金の助成を受けている旨を記載してください。

記載例）：この事業は、地域振興推進事業（「始良・伊佐地域 地域振興の取組方針」推進支援事業）として鹿児島県始良・伊佐地域振興局から助成を受けています。

※ 事業実施で作成するポスター・チラシ等の広報資料及び成果物に上記に示す記載がない場合は、原則として補助対象外経費とみなします。

※ 共催、後援又は協賛と記載するためには、別途申請が必要です。

20 問合せ及び応募先

始良・伊佐地域振興局 総務企画部 総務企画課 地域振興係

〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12

電話：0995-63-8206

Eメール：airaisa-souchi@pref.kagoshima.lg.jp

ホームページ：

https://www.pref.kagoshima.jp/an01/chiiki/aira_isa/torikumihousinsuisinsienzigyo.html